

## 川崎市外国人等心身障害者福祉手当支給要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第86号）の施行に伴い、同法の施行日（昭和57年1月1日）前に20歳に達していた外国人等で障害基礎年金等を受給できない中度以上の心身障害者に対し、外国人等心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 障害基礎年金等

国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第3条に規定する特別障害給付金及び同法律施行令第1条に規定するその他障害を支給事由とする給付をいう。

#### (2) 中度以上の心身障害者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる障害等級が1級、2級及び3級の者

イ 児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害と判定された者で障害の程度が重度若しくは中度の者  
ウ ア、イに掲げる者のほか、市長がこれらと同程度の精神又は身体の障害を有すると認めた者

### (支給の要件)

第3条 市長は手当を、本市内に居住している者又は本市の被措置者（身体障害者福祉法第18条第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号及び第3号、児童福祉法（昭和22年法律164号）第27条第1項第3号、同条第2項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項、同条第2項により施設等への入所の措置を採っている者をいう。）で、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する外国人又は旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人であった者で昭和57年1月1日（以下「基準日」という。）現在、日本国内で居住地登録をしていた者のうち、次のいずれかの要件を備えている中度以上の心身障害者に対して手当を支給する。

(1) 基準日前に満20歳に達していた中度以上の心身障害者であった者又は同日以後に中度以上の心身障害者となった者でその障害の発生原因となった疾病に係る初診日が同日前に属する者

(2) 基準日に満35歳に達し、基準日以後昭和61年3月31日までの期間（以下「期間」という。）に中度以上の心身障害者となった者又はこの期間以降に心身障害者となった者で、その障害の発生原因となった傷病に係る初診日がこの期間に属する者

2 前項の規定にかかわらず、市長は手当を、本市内に居住している者又は本市の被措置者で、その障害の発生原因となった傷病に係る初診日が、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間にあり、その初診日に日本国内に住所を有していなかった中度以上の心身障害者である日本人に対して手当を支給する。

ただし、その初診日において、日本国籍を有していない者は支給対象としない。

(支給額)

第4条 手当の支給額は、次の表のとおりとする。

	障 害 の 程 度	支 給 月 額
(1)	身体障害者手帳の1級又は2級に該当する障害を有する者	月額 44,500円
(2)	療育手帳の最重度(A1)又は重度(A2)および更生相談所等において知能指数が35以下と判定された者	月額 44,500円
(3)	身体障害者手帳の3級に該当する障害を有する者であって、療育手帳の中度(B1)又は更生相談所等において知能指数が50以下と判定された者	月額 44,500円
(4)	身体障害者手帳の3級に該当する障害を有する者	月額 32,500円
(5)	療育手帳の中度(B1)又は更生相談所等において知能指数が50以下と判定された者	月額 32,500円

なお、市長がこれらと同程度の精神又は身体の障害を有すると認めた者については、それぞれの障害程度の区分に応じた支給月額とする。

(支給の申請)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、支給申請書(様式第1号)を申請者の居住地を所管区域とする福祉事務所長(被措置者においては、その者の援護を実施している福祉事務所長(以下「事務所長」という。))を経由して市長に提出しなければならない。

(支給の決定等)

第6条 市長は前条の申請があった場合において、支給を決定したときは支給決定通知書(様式第2号)により、却下したときは却下決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(支給の期間及び支給期月)

第7条 手当の支給は、第6条第1項の申請があった日の属する月の翌月から始め、手当の受給権が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 市長は、毎年6月、9月、12月及び3月に前条の規定により手当の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)にそれぞれ当月までの手当を支給するものとする。

(届 出)

第8条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに変更・喪失届(様式第4号)により事務所長を経由して市長に届け出なければならない。

- (1) 受給権が消滅したとき
- (2) 支給対象者の住所又は氏名を変更したとき
- (3) 生活保護を受給したとき

(支給停止)

第9条 市長は、前条に規定する者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているときは、その期間の月分の手当の支給を停止する。

(受給権の消滅)

第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を受ける権利は消滅するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき

(支給の調整)

- 第11条 手当は、受給者が障害基礎年金等の給付を受けることができるときは、その額の全部を支給しない。
- 2 手当の額が障害基礎年金等の額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該手当の額のうちその超える額に相当する額を支給する。

(手当の返還)

- 第12条 市長は受給者又は受給者であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当返還通知書(様式第5号)により、当該受給者に対し既に支給した手当の全部又は一部の返還を請求することができる。
- (1) 手当の支払い後に、当該手当に係る第9条による支給の停止、第10条による受給権の消滅又は第11条による支給の調整の事由が明らかになったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により手当を受給したとき

(未支給の手当)

- 第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で、まだそのものに支給しなかったものがあるときは、その者と生計を同じくしていた者で、そのものを介護していたものに、その未支給の手当を支払うことができる。

(譲渡及び担保の禁止)

- 第14条 手当を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

- 第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日(以下「施行日」という。)より施行する。

(支給期間の特例)

- 2 第7条第1項にかかわらず、平成6年12月28日までに申請のあった者で申請のときにおいて第3条に規定する支給要件を満たすものについては、そのものが同条の要件を最初に満たすこととなった日(その日が平成6年4月1日以前の場合にあたっては同日の前日とする。)を申請があった日とみなして同項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



様

川崎市長

川 崎 市 外 国 人 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 支 給 決 定 通 知 書

さきに申請のありました川崎市外国人心身障害者福祉手当については次のとおり支給を決定しましたので通知します。

受給者氏名

支給開始年月 年 月

手当(月額) 円

なお、手当は、6月、9月、12月、3月の4回に分けて指定の銀行口座に振り込みます。  
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(様式第3号)

様

号  
年 月 日

川 崎 市 長

川 崎 市 外 国 人 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 支 給 却 下 決 定 通 知 書

さきに申請のありました川崎市外国人心身障害者福祉手当につきましては、次の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

- 1 対象者氏名 障害 福祉課
- 2 対象者住所 川崎区宮本町1
- 3 却下理由

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取り消しを求める訴えはこの通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告人の代表者となります。）提起することができます。

(問合せ先)



様

川崎市長

川崎市外国人心身障害者福祉手当返還通知書

川崎市外国人心身障害者福祉手当について、手当の返還事由が発生したため通知します。

- 1 受給者氏名
- 2 返還期間
- 3 金 額 円
- 4 返還事由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して異議申立てをすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。